

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成25年第4回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

6番、東梅康悦君及び7番、小松則明君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

日程第3 報告第11号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第4 議案第64号 業務委託契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第11号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてから日程第4、議案第64号業務委託契約の締結についてまでの2件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） おはようございます。

平成25年第4回臨時会に提出する報告1件、議案1件の議決事件について、一括で提案申し上げます。

報告第11号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、地方自治法第180条

第1項の規定により、平成25年7月25日付で専決処分を行い、工事請負変更契約の締結をしたことから、議会に報告するものであります。

なお、契約目的は、旧大槌町立大槌北小学校校舎等解体工事であります。

議案第64号業務委託契約の締結については、大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（町方地区）業務委託契約を独立行政法人都市再生機構に委託するもので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○

日程第3 報告第11号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第11号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） それでは、報告させていただきます。

報告第11号工事請負変更契約締結の専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び大槌町専決条例第2条第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条例第3条の規定により、これを報告するものとします。

次ページ、専決処分書。

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項及び大槌町専決条例第2条第1号の規定により、下記のとおり専決処分いたしました。

記

1. 契約の目的、旧大槌町立大槌北小学校校舎等解体工事。
2. 契約の相手方、岩手県北上市村崎野15地割312番地8、株式会社小原建設、代表取締役小原志朗。
3. 変更の内容、項目、契約金額、変更前5,964万円を変更後6,424万8,450円といたしました。

平成25年7月25日、大槌町長碓川 豊。

内容につきましては、平成25年7月25日付、専決処分し、工事請負変更契約を締結いたしました。

工事名として、旧大槌町立大槌北小学校校舎等解体工事、契約の相手方、岩手県北上

市村崎野15地割312番地8、株式会社小原建設、代表取締役小原志朗でございます。

変更契約の増額の主な内容は、数量を出来高精査したところ、校舎Aコンクリート量1,055.5立米を1,356.2立米に、校舎Bのコンクリート量788.2立米を908.8立米に増加させ、取り壊し量が総数量で421.3立米ふえたため、契約金額を変更前5,964万円から変更後6,424万8,450円となり、増額406万8,450円の変更契約を行ったことを報告いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 済みません。専決処分ですけれども、ちょっと課長今、追加差額が406万8,000円と聞いたんですが、460万8,450円じゃないですか。

○環境整備課長（藤本 隆君） 済みません。460万8,450円です。

○11番（岩崎松生君） そうですよ。

それで、これは量がふえたというのは、解体するに当たって解体のための増額なのか、それとも解体した後のコンクリートがふえたのを処理するためにふえた金額なのか、そここのところをお願いします。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 当初設計で上げておりました数量が現地で実際に取り壊したところふえましたので、持ち出しの分として出来高として生産しております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） ちょっとうまく理解できないんですが、そうすると量がふえたのを処分するためということになりますか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 取り壊し量そのもの手間と処分量もふえましたので、両方を増額しております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） そこで、処分量もふえたということになりますが、今の取り壊したコンクリートも再生されているように聞いています。

例えば、請負業者がそのコンクリートを再生するのに、処理するコンクリートを再生する事業者に売買すると、そういうことなんかこれから出てくるんじゃないかなと思うんですが、そういうところを考えていけば、もう少し予算というのも切り詰めなんかもできるんじゃないかなと考えますが。

これから中学校の解体もあります。そういうところも今後考えていかなければならな

いのではないかとと思いますが、その辺お願いします。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） コンクリートの処分につきましては、コンクリート殻は、今回の場合は津波廃棄物扱いですけれども、基本的には産業廃棄物でして、本来中間処理業者等に投棄量なり処分量を払っての事業となっております。したがって、業者さんに売り渡すという形では処分はできない形になっております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） では、私も関連づけで、数量についてお伺いいたします。

まず、校舎A、Bなるもの、その積算なるものについてです。この数量というのは図面があったんですか、なかったんですか、最初に積算する時点で。お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 当初設計に申しましては、出来高の校舎の図面より数量を算定して発注しております。図面はございました。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） ちょっと今の言い方、算定をしてということは、その図面に対して、言うならば、立米数を計算して出したはずですよということで、校舎を取り壊して、これが言うなれば、トン数ではかって、それをまた立米数に戻すというこの率が、例えば立米に対して2.35トンありますよとか、そういうものをやると思うんですけれども、いかんせん工作物というものは、枠に入っていくものなんですよ、枠で。それに対して最初入った数量というのは決まっているはずなんですよ。それを壊して、何で300立米もふえるのかと。

私がおもひで考へたのは、言うなればA校舎なるものが300立米ふえたということは、そのつくった後に何か工作物があったのか、土間を打ったのか、そういういろいろな設計図書にないものがあつてふえたのかということで、再度お聞きします。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 実際量につきましては、設計、発注いたしました設計を精査いたしましたところ、図面より起こしました数量に違いがございましたので、再度計算をし直して数量がふえております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 課長ね、これはふえるの。例えば、皆さんに簡単な話をすれば、

ベース打ちますよと、10センチ打って10センチでとまるわけないんですよ。これ以上、厚く打っているんです、実際の話。だから、こういう話のときには、これからしゃべるにもこういうことはあり得ますよということで、私たち議員も認識しなくてははいけませんよと。

ちゃんとトン数も調べて、それから利率で戻しているから心配ないですよということ、これに対しては余り文句はないんですけども、ただ、そういうことは今後あり得るということだけは皆さんにも知っておいていただくて言ったんですけども、間違いありませんよね、課長。（「はい」の声あり）

○環境整備課長（藤本 隆君） はい。

○9番（金崎悟朗君） 私も小松さんが言っていたのと同じことを言いますけれども、この専決処分云々かんぬんは500万円以下になって、出てきたのはコンクリートの話だと。コンクリートは北小をつくったときは、発注者と設計者で図面があるわけだよね。私たちのほうだけではないから。

解体するまで期間があったんだから、例えば古い話になるけれども、その施行者に連絡はとって見たんですか、図面について。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 図面につきましては、うちの大槌町にもございましたので、それを参考にコンサル委託を出しまして、数量を計算して発注しております。図面がございましたので。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 勘違いというやつ。最初、なかったとか何とかと言わなかったか。俺、聞き間違えしていた。

いずれにしても、契約書の中に、その設計の中にやはり確かに間違いなくどのぐらいコンクリートを食ったかというのは、当然載っているわけだ。そうすれば、確かに凝固して体積とすれば小さくなるかもわからないけれども、どのぐらい食っているかというのは、コンクリートの量がわかるから、極端に500万円近くの金がまた入り用になるということも、これもまた不思議な話なんだよね。やはり、確かに計算はしたと思いますけれども。

常に専決処分といえれば大体町長の決断ですから、500万だ、この500万以内で専決処分が出てくるんで、何の事業もそうですけれども、もう少しきちんと精査するように何と

かよろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 今回の場合、図面等から起こしました数量を違算しておりましたので、それにつきましては、今後このようなことがないように注意したいと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 私も同じ意見なんですけれども、一体設計をどうやったのかなという疑問を持っていました。今、説明で大体わかりましたけれどもね。ただ、金額が金額で、これは一般の住民が見たなら、一体何をやっているんだと。四、五十万だったらいいですよ。400万も500万もね、しかも全体の金額から比較してとんでもない額なわけですよ。そういうことが何というか住民の不信につながっていくんじゃないかなと私はこう考えているんですけれどもね。

だから、プロの人たちが設計をやったりなんかしているわけですが、こういうことが二度とないようにお願いしたいなという気持ちで、質問するんですけれども。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） このたびにつきましては、図面等からの数量の引き出しを見間違えて違算しておりましたので、今後このようなことがないように注意してまいります。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それで、何かこの間大ヶ口を通りましたら、中学校もそろそろ解体するのかなと思って見てきたんですけれども、中学校も規模が大きいですから、いろいろ設計なさっていると思うんですが、こういうことを起こさないように重ねてお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 計算的な間違いと世の中のきちがいはどこにもあることだからしようなないんだけど、北小学校は大槌町始まって以来の一般競争入札で釜石のキクチ工務店が入札をとったという今までのそれこそ慣例を破った入札方法でやったことなんだけれども、それゆえに、安くもやったんだけど、本来ならば考えられない教室の蛍光灯でも何でも、廊下でやるスイッチではなくて、ひも、そういうような安くなればなったような実際的な校舎のつくりでした。指名しなかったために逆に一般競争で物

すごく安いところがとったからそういう格好なったけれども、そのキクチ工務店も何と  
いますか、破産して、今倒産してなくなりましたけれども、そういう状況下です。

古い話をしているようだけれども、それはそれにしておきまして、一つのこれは報告  
だから承りますけれども、議長さん、教育という学校の話が出たから別な話題をしたい  
んですけれども、ちょっといいですか。だめだったらストップかけてください。学校と  
いう話です。

○議長（阿部六平君） 教育の問題だと思いますけれども、一応、この議題で進めていき  
たいと思います。（「はい、わかりました。では、やめます」の声あり）

阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 先ほどの小松議員の質問で大体図面の見間違えかなという答弁で  
ございましたので、納得はしたんですけれども、学校そのもののコンクリートの量とい  
うのはわかるし、ただ、破碎したものの立米というのは破碎の大きさによって変わっ  
てくるのかなと思ったりしたものですから、ちょっとその辺疑問あったんですけれど  
も、重量をもってそういう公式に入れば問題ないと思いますけれども、その辺ちょっと確  
認したいと思ひまして。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 設計は立米で設計しておりますが、實際上、出来高に関  
しましてチェックにかける場合、通称かんかんと言ひまして、重量を大型ダンプに載せ  
て運んで、その重量をもってその立米数があったかどうかを再度換算係数、今回の場合  
は2.3トンを使って、これは日本建築学会建築物荷重指針の解説から引用して2.3トン  
を使用してうちの設計立米に見合ったかどうかをチェックしております。（「はい、わか  
りました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第4 議案第64号 業務委託契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第64号業務委託契約の締結についてを議題といた  
します。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 議案第64号についてご説明させていただきます。

業務委託契約の締結について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年大槌町条例第9号）第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的でございますが、大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（町方地区）業務委託でございます。

2. 契約の方法、随意契約でございます。

3. 契約の金額、3億1,806万2,000円でございます。

4. 契約の相手方でございますが、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構、震災復興推進役小山潤二でございます。

次のページでございますが、資料として仮契約は平成25年8月12日に行っております。参考資料としてお手元につけさせていただいておりますが、業務委託契約の概要をつけさせていただいております。

目的としまして、津波防災拠点市街地形成施設事業の円滑な推進を目的に、施行に関する業務を委託するものでございます。

町方地区、面積は3.0ヘクタールでございます。

業務内容は、以下に書いておりますが、調査及び資料作成及び公共施設等の整備に関する業務、それと管理保全といった業務でございます。

委託理由でございます。4の委託先並びにその理由でございますが、委託先は先ほど述べました。2番の委託理由でございますが、大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業の実施については、「東日本大震災に係る大槌町復興整備事業の推進に関する協力協定書（平成24年7月5日締結）」第3条第3項の規定に基づく協議が整ったことから、第3条第5項の規定に基づき委託をするものでございます。

後ろには位置図及びこの根拠であります協力協定書から図面をつけております。

内容については以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 今回の業務委託ですけれども、これは工事は含まないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 工事も含んで、それも委託をするということでござい

す。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） わかりました。

こちらの整備の区画図を見まして、防集の買い取りエリアになっているかと思えます。こちらの買い取りの3ヘクタールのうち、買い取りの達成率といいますか、教えていただければと思います。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 済みません。パーセントについては、ちょっと今手持ちはございませんが、この区域については大体半分ぐらいは一応進んでいるかなと理解しております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この事業ですが、この区域は現在地盤沈下を起こしているエリアになるわけですが、ここも盛り土をする予定なんですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 一応、盛り土というのはほとんど基本的にはしないんですが、今県道の高さが決まっておりますので、整備済みですので、県道大槌小槌線が決まっておりますので、それに合わせてそれよりも少し上げる程度で整地をするということで、特段1メートル沈んでいる分をかさ上げするということは予定しておりません。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） そうしますと、一応ここは特定業務区域ということで、一応前に説明を受けたときには、企業誘致をしたいという話も伺っていたと思うんですが、だとすると、例えば今現在満潮時になると、下から水が湧き出ているような状況です。そんな中で盛り土がほとんどされないような状況で整備されても、逆に言えば、そこに入ってこようとする業者さんは工事にかかわるときに、基礎工事をやるときに掘れば水が出てくるわけです。そういったところに果たして誘致が可能なかどうか、要は土地の利用として、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 排水施設ですとか、そういったものは一応今回整備の工事の中に予定をしておりますので、いわゆる路面排水ですとか、そういった宅地に降った分の排水については一応今回の工事の中に入れ込もうとは思っております。

基本的には早く造成工事等をやって企業の誘致を図るということで、大きな造成ということでは予定をしておりませんので、ちょっとどの程度浸水といいますか、大潮だとかいったときに出てくるかというのは、また現地の状況を判断してそれに対応する形の検討はしていきたいとは思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今この議場に出ている内容で、ここで例えばいい悪いの判断をしたときに、このまま認められてしまって造成されました。じゃ、業者さんがそこに工場なり何なりを持ってくるかという部分では、大変私は疑問を感じるわけです。例えば雨水対策とかそういうのはポンプ場があつてされたとしても、例えば基礎工事をするとき、土を掘った段階で水が出てくるわけですよ。そうすると、その水をとめるための工事が必要になってくるわけですよ。工事費用が通常のところよりも割高になるはずなんですよ。

そういったところに果たして、私の質問したいのは、雨水対策ではなくて、果たしてそういう土地に事業者さんが入ってくれるんだろうかと、今の現状の中でですよ。

通常の町があつた状況の中で整備されれば、それは入ってくる業者さんはあるかもしれませんが、これだけ津波災害を受けた後で、土地がないないとはいえ、高台にもあるわけです。そういった中で、水が湧くような場所に事業者が果たして入ってくれるんだろうか、その辺を大変疑問に感じているわけです。その辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 今後、企業誘致に当たりまして、そういった現地を整地して、今後企業誘致をする段階にありまして、そういうおそれがあるということになれば、そういう対策というの事前にも事前に施工しないといけないことが出てくるかもしれません。ちょっとまだ今の段階では現地を十分整地して、そういったことを踏まえてということになりませんので、ちょっと今後、企業誘致の段階で企業さんや誘致をする段階のときにそういった説明を十分しないといけないということが出てくるかもしれませんし、あるいはそういう対策を町でしておかなくてはならないということで、企業さんが来てくれないということも出てくるかもしれません。

ちょっとまだ現地の調査をこれから工事を進めるに当たりまして、そういったことも現地のボーリング調査、地質調査等を踏まえて、ちょっとそういう形の対応は今後出て

くることも想定はされますので、ちょっとその辺は今後の課題ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 産業エリアということですが、産業にかかわらず、道路が非常に重要な位置を占めてくると思います。

それで、安渡橋の復旧の見通しについて、お聞きしたいと思いますが。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 安渡橋については、県の沿岸振興局で今現在、設計ということでお願いをしております、県が今ボーリング調査をしております。この橋梁を災害復旧で復元するということで一応予定しておりますので、今ボーリング調査を進めております、年内に実施設計をして、来年度から工事に入ると聞いております。

一応、従前は8メートルでございますが、12メートルに拡幅して整備をする予定になっております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 東梅さんから話がありましたけれども、ここの大槌町の被災した役所もまだ残っていますけれども、このふれあいセンターのところまで昔は船が入って来たんだと。都市整備課長、ちゃんと聞いててね。そこまで船が来たんだよ。今の干潮のとき、大槌川に行ってみたことありますか、どのぐらい水位が下がっているか。満潮になれば、今は病院の上のほうまで水が押していくわけ。そのとき、あの辺はもともと湿地とかそういう砂とか砂利のところだった、そこに堤防が築かれただけの話で、実際は水が来れば当然中に浸透してくるんですよ。

東梅さんが懸念するとおりだと思いますよ。これはどんなことがあっても、産業用地は大手は例えば向こうのほうへつくるとしても、あそこにいろんな一次加工の工場でも何でもいいが、例えば来るとする。やはり土は少しは盛ったほうが、下がった分は盛ってやらないと、安心して例えばそういう工場とか何かをつくることはできないと思いますよ。

ぜひ、これは土を盛るような方向で考えていただきたいんですが、どうですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 一応、防災集団移転促進区域でございまして、災害危険

区域ということでございまして、一応基本的には大きくは盛れないということになって  
います。将来的には、防潮堤ができて津波が越えてここは浸水するおそれがあるとい  
うところございまして、ここに水をためて、区画整理区域内は盛り土にして、そこ  
には浸水をしないという想定をしておりますので、基本的には余り大きく盛り土をしま  
すと、区画整理の区域の中まで浸水をするような影響範囲が出てきますので、大きくは盛  
れない。ただ、先ほどご心配にありましたように、議員ご指摘がありましたように、そ  
ういう水が出てくるということに対しての何らかの対策、あるいは多少なりとも盛り土  
をしないといけないかもしれませんので、これは今後そういう状況を実際の現場を確認  
した上で、そういう形で対応は少しはそういうことも検討していきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 確認ですけれども、今この町方で営業をしている方々がおりま  
すよね。これから盛り土等の工事が始まると、そこで営業できなくなると。ですので、今  
回3ヘクタールを整備し移ってもらうという理解でよろしいですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） そのとおりでございまして、まずは今の県道沿いで営業  
している方を盛り土工事のために移っていただくということが先決でございまして、  
まずその用地を確保するというので、県道沿いに整備をしていきたいということ  
がまず先決としてあります。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） それで、大槌町の場合は、早くから建築制限等をかけて、営業を  
再開した方々は少ないのではないかと私は認識しております。今回この3ヘクタール整  
備する中で、今現に営業している方々、移転して営業をしようとしている方々はどの程  
度あるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 今、県道沿いで営業している方の移転ということでは、  
10軒ほどが今回整備をする地区の3ヘクタールのところへ移っていただくので予定なり、  
聞いております。

それ以外には新たに商工労政課のほうで既存の商業とか事業所ですとか、そういった  
ところの意向を聞いた上で、そういったところが約13軒ぐらい一応希望があると聞いて  
おります。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 私のほうは全般的に聞きます。

その水に対してということで、盛り土をすれば水はいいという話とはちょっと私は見方を変えます。

そもそものTP3.8というものの自体、今の県道の道路の高さはどこの高さという話ではないんですけれども、最終的にでき上がる高さ、盛り土高さがTP3.8ならば14.5の堤防からオーバーフローした部分が新町とか大町とかそういう部分に入って遊水地になって、3.8には浸水しないよというのが最初の話で、それは間違いないですかね。3回しかないから、まだ答えなくていいです。頭だけでいいです。

それで、いろんな部分で盛り土をする、しないとかいう話になるので、それに対してどのような対策ということでいろんな方法をとってほしいと。例えば盛り土するんだったらTP3.8が4.0になるかもわからないし、言うなればこっちを立てればこっちが立たないのではなく、安全性を見てくださいねというお願いをとりあえずしておきます。

それと、産業用地の中に例えば在来の今ある方々がいます。そのほかに十何軒入ります。その産業用地なるものはこれから永久的なものを建てていいのか、あくまでも仮設なのか、それを建てるのはどこなのか、自分で建てるのか、その部分とその部分までのお金も入っているのかというところまで教えていただけますか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） まず、TP3.8が盛り土をするということではそのご指摘のとおりでございます。

それから、3ヘクタールの産業用地のところの分でございますが、沿道沿いにある店舗の移転については、これは一時的な移転ということで仮という形で一旦そこで営業していただいて、また盛り土が済めば元の県道沿いに帰っていただくというのが原則でございます。

ただ、さっき言いましたそれ以外の店舗あるいは事業所については、基本的にはそこで将来的に営業していただくということで一応、これは産業振興のほうの分野でございますが、そこは公募するなり、今後募集をしていくと聞いております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） いい話をいただきました。そこに盛り土をするためにどうしても移転しなければならない人たちがそこに一時。一時場所を変えるという経費については

恐らく復興か何かのものだと思いますが、そこで、その後と言ったその他の業者がそこに、言うなら永久的ということになると、その盤はもうそれ以上変わらないということですかね。

間違いないと思います。そうすればそこに対して、それが基準になってしまうよということだから大切に考えてくださいねということを行っているんですけども、そうですよね、私の言っていることは間違っていないですよ。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） ご指摘のとおり最終的にはそこで将来的にも営業なり活動をしていただくということですので、その盤については基本的には今回の整備の高さから変わらないということになりますので、いろいろご指摘のありました浸水とか高潮だとかそういったところに対する対応というのは十分配慮しないといけないかなと思いますので、今後それは整備をするに当たって十分考慮した上で整備をしていきたいと思っています。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） ありがとうございます。

やはり部長ね、私たち議員もここの大槌町で生まれ大槌町で育って、それで大槌町の浸水を見て、大津波を経験して、震災前の高潮とかそういう部分で道路も浸水しているところを見ているから言っているわけです。だから、地盤も沈下しているのもわかるから、その分も考えてほしいということで言っているし、またこの業務概要の中にも1番で、調査及び測量となっておりますね。これをしっかりやってほしいというのがさっきから言っている議員の皆さんの総体だと思いますので、しっかりお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 仮設店舗としては急いでそういうことはよろしいかと思うんですが、ここを将来的に産業エリアとして企業誘致を図るといっているのであれば、町としての都市計画なり、そういうものをきちんとしなければならぬと思いますので、しっかりとした測量と、今現在、水と堤防を除けば地面が同じ高さになっているような状況でありますので、その辺しっかり検討し町の将来像を描いた上で、もう一度この地域の使用等、企業誘致等を考えていただきたいと思います。意見です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第64号業務委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 発議案第4号 大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長(阿部六平君) 日程第5、発議案第4号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。東日本大震災復興対策特別委員長金崎悟朗君。

- 9番(金崎悟朗君) 発議案第4号、提案理由を申し上げます。

発議案第4号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をいたします。

去る議会に、大槌町の行政の三役の皆さんの歳費の削減がありました。そのとき議員の一人として申し上げましたが、地方交付税の削減の影響を抑制するため、議会議員に支給される報酬を平成25年9月から平成26年5月までの間、月額6%を減額するものがあります。

次のページをお願いします。

附則の改正。

附則の4、議長、副議長、議員の報酬ですが、議長24万9,000円を23万4,060円に、副議長20万5,000円を19万2,700円に、議員19万2,000円を18万480円とするものです。

議員の皆様方におかれましては、何とぞご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

以上、よろしくをお願いします。

- 議長(阿部六平君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、発議案第4号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（阿部六平君） 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これで閉会いたします。

平成25年第4回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時48分

上記平成25年第4回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員